

《北部農林高等学校生徒資格検定試験奨励金給付規程》

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北部農林高等学校後援会定款、第3条規程に基づき資格検定試験奨励金(以下「奨励金」という)の給付について必要な事項を定める

(受給資格)

第2条 奨励金の給付を受けることのできる者は、定款第3条の規定に基づき、北部農林高等学校に在籍し、(別紙様式1)の資格検定試験に限る。

(受給者の基準)

第3条 奨励金受給者は、概ね次の基準とする。

- 1 資格検定取得に積極果敢に取り込む姿勢のある者。
- 2 学校生活全体において真摯に取り込み、自己実現を図る努力をする者。
- 3 試験の種類別に年3回の受給を上限とする。

(奨励金の額)

第4条 当該資格検定試験の検定料の半額は申込時に支給し、合格者は全額支給する。

- 2 高額検定料の場合は上限を5000円までとする。
- 3 当初予算総額の範囲以内の給付額とする。

(申請)

第5条 学校長は、第2条の規定する者の申し出により、「資格検定試験 奨励金給付申請書」(別紙様式2)を後援会理事長に提出する。

- 2 学校長は、前項に定める申請書と検定料を確認できる書類を添付しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 後援会理事長は、前条に定める書面に基づき奨励金を決定し、学校長に通知する。

(諸帳簿)

第7条 本奨励金給付の円滑な推進と事業記録を残すため、次の帳簿を備える。

- (1) 奨学金給付規程
- (2) 給付者名簿
- (3) その他、必要な帳簿

(給付事務等)

第8条 本奨励金給付の諸手続き事務は、後援会の書記が理事長の命により行う。給付金の出納事務については、後援会の会計がこれに当たる。

附則

この規程は、平成30年2月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

平成31年3月20日 一部改正 平成31年4月1日から適用する。

